

令和7年7月18日  
法務省矯正局

## 令和6年度における実地監査の結果について

### 1 監査対象施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)等の規定に基づき、次のとおり全施設を対象に実地監査を行った。

- (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第5条  
刑事施設74庁
- (2) 少年院法(平成26年法律第58号)第6条  
少年院37庁
- (3) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第5条  
少年鑑別所44庁

### 2 重点監査事項

実地監査においては、以下の事項の対応状況を重点的に監査した。

- (1) 刑事施設、少年院及び少年鑑別所を対象とした監査事項
  - ア 被収容者に対する不適切な言動等の防止
  - イ 適正な有形力の行使
  - ウ 職員不祥事防止対策
  - エ 各種ハラスメント防止対策
  - オ 視察委員会への適切な対応
  - カ 業務効率化に向けた取組の実施
  - キ 公文書管理と個人情報の漏えい等防止
  - ク 被害者等の情報の取扱い
  - ケ 被収容者の生活環境の温度管理
- (2) 刑事施設のみを対象とした監査事項
  - ア 拘禁刑の創設に向けた取組
  - イ 組織風土の変革に係る対応状況
  - ウ 刑法の一部改正への対応
- (3) 少年院のみを対象とした監査事項
  - ア 少年院法の一部改正への対応
  - イ 再犯・再非行防止に向けた取組の推進
- (4) 少年鑑別所のみを対象とした監査事項

ア 再犯・再非行防止に向けた取組の推進

イ 少年簿の保管状況

### 3 実施結果の概要

#### (1) 刑事施設

ア 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律を始めとする各種法令等に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。

イ 一部の刑事施設において、被害者等心情聴取・伝達制度に基づく取組が不十分であった事例、ウェアラブルカメラの機種が古く、録画時間が短いこと等を理由に十分活用されていなかった事例、電子決裁が十分に行われていない事例など、改めるべき事項が認められたことから、これらの事項について改善等を指示し、必要な対応が執られたことを確認した。

#### (2) 少年院

ア 少年院法を始めとする各種法令等に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。

イ 一部の少年院において、非常ベル発報時や保護室収容時等におけるビデオカメラの映像が十分に記録にされていなかった事例や少年が利用する階段の落下防止策が不十分であった事例など、改めるべき事項が認められたことから、これらの事項について改善等を指示し、必要な対応が執られたことを確認した。

#### (3) 少年鑑別所

ア 少年鑑別所法を始めとする各種法令等に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。

イ 一部の少年鑑別所において、有形力の行使に係る記録が十分になされていなかった事例や通達等の改正内容が施設の内規に反映されていなかった事例など、改めるべき事項が認められたことから、これらの事項について改善等を指示し、必要な対応が執られたことを確認した。